

グローバル・ガバナンス学会 ニュース・レター 第4号

Japan Association of Global Governance News Letter No.4

2015-03-12

〈巻頭言〉

歴史のなかのグローバル・ガバナンス

菅 英輝 (京都外国語大学)

グローバル・ガバナンスという概念は、グローバル化が生み出す越境的な諸問題にいかに取り組みかという現実的要請から出発している。そのため、研究者が取り上げる対象も今日的で、しかもガバナンス研究の火付け役となった人たちのアプローチの特徴を反映して、理論志向が強いようだ。一方で、越境的な現象はいまに始まったことではないという指摘もよくなされるし、事実、その通りである。にもかかわらず、先行研究は、歴史性を軽視してきた嫌いがある。

ガバナンス研究の端緒となったともいえるローズナウとチェンピールの編著 *Governance without government: order and change in world politics* の出版は、冷戦終結後の1992年である。本書で示された「政府なき統治」という定義は広く流布するようになってきているが、その副題は「国際政治における秩序と変容」となっている。編者たちは、ガバナンス論において、「秩序」だけでなく、「変容」も分析の射程に入れていたことに留意したい。実際、10章から成る本書は適切にも、理論的な論考に加えて、歴史的な考察を行った論文を少なくとも3篇収めている。

冷戦史を研究している筆者は、冷戦という国際政治現象は、「グローバル・ガバナンスとしての冷戦」という観点から、その開始、変容、終結の過程を考察することも有益だと考えている。その場合、冷戦は米ソが、東西両陣営に属する国々を、それぞれが望ましいと考える階層的秩序に統合しようとする過程であり、冷戦の変容は、両超大国の支配に挑戦する国家群の台頭によって米ソ中心のガバナンス体制の大きな組み替えが起きたことを意味する。冷戦変容を促した力学を考察することによって、冷戦後の世界のガバナンスのあり様を理解する手掛かりを見出すことも可能となると考えられる。

一方、帝国史研究者であれば、冷戦期も含めて、19世紀後半から20世紀末までを、複数の「帝国」による支配が地球大に拡大し、それが終焉する時代として描くこともできるだろう。この「長い20世紀」は、強大な軍事力を背景に構築された帝國的支配に抵抗する被支配者側からの脱植民地化と帝国世界の崩壊の歴史として把握することができるとすれば、「帝国」として振る舞った米ソ両超大国の支配の終焉（冷戦の終焉）をもって、大国中心のパワー・ポリティクスと支配-被支配の関係が後景に退き、代わって人権、民主主義、平等、マイノリティや弱者の権利といった価値観や規範が、前景化する世界の出現を意味する。以上のような長期的な視点から国際社会の歩みを歴史的、実証的に跡付ける作業を進めていけば、冷戦後の世界は、ガバナンスの枠組みの大きな転換が起きている時期だということが見えてくる。いずれにしても、歴史研究がグローバル・ガバナンス研究をより豊かなものにする余地は少なからずあると思う。

だが、これまでのグローバル・ガバナンス研究は、そうした歴史研究の潜在的な可能性に十分な関心を払ってきたのだろうか。本学会は創立から2年半を経過したところだが、会員名簿を一覧すると、歴史研究者とみなしうる会員の数は極めて少ない。本来、理論研究と歴史研究は補い合う関係にあり、相互交流により両分野の研究蓄積がなされることによって、グローバル・ガバナンス研究も一層充実、発展していくことになることを期待される。その意味で、会員の構成がよりバランスのとれたものになることが望まれるし、そのことによって、本学会の将来のさらなる発展につながるのではないかと考える次第である。

第四回研究大会（同志社大学・烏丸キャンパス）

2014年4月12日

〈共通テーマ：グローバル・ガバナンスと宗教〉

部会 I 自由論題（10：00-12：00）

報告者：笹岡雄一（明治大学）「アセアン規範の日中への浸透」

報告者：小宮山功一朗（慶應義塾大学）

「サイバー空間における信頼醸成措置の実現にむけて」

司会兼討論者：宮脇昇（立命館大学）

自由論題部会では、まず笹岡雄一会員（明治大学）が「アセアン規範の日中への浸透」と題して日中の外交的規範の基礎の問い直しについての報告をおこなった。規範の根拠として、平和5原則から小渕・江共同宣言にいたる積み重ねがあった。2000年代後半に恒久平和と共同繁栄の「和諧世界」を構築する外交理念も2007年に中国が提唱し、戦略的互惠関係が日中相互の政治原則となった。しかし戦略的互惠関係という概念は規範性を内包するものではなく、実利優先となっている。規範を共有する必要性和有効性の観点から、経済的重要性の高い拡大ASEANを基礎に規範共有をおこなう必要性があり、また領土問題を包括的に解決するために域内共通の考え方が必要である。中国社会の変化（公民社会の出現）、アクターの多元化、法の支配は有効性を高める要素となる。暫定的な将来の方向性としては、市民社会の弱さの克服が必要であり、普遍的規範と地域的規範のブレndィングを経て日本はアジアにおける規範形成者となるべきであるとした。

次に小宮山功一朗会員（慶應義塾大学博士後期課程）が「サイバー空間における信頼醸成措置の実現にむけて」と題して、サイバー空間の特質に着目して報告をおこなった。サイバー空間においては脅威が増大している。これに対して例えば国連は第一委員会のもとに政府専門家会合を招集し、サイバー空間での信頼醸成を続けること等を課題としている。2004年にサイバー犯罪条約が発効しているが、規範性が低くまた批准国に偏りがある。一般論として規範には破約可能性があるが（例：1936年の潜水艦戦闘行為議定書）、しかし生物兵器禁止条約（1975年）のように有効性が高い場合もある。サイバー空間のCBMは後者であろう。具体的な措置として、米ロ・米中の二国間のもの、多国間としてOSCEやARF（技術者レベルでは日中韓）も存在する。2013年のOSCE常任理事会決議1106において、OSCEはサイバー空間でのCBMについて、アメリカの主導権によって決議採択にいたった。これによりOSCE参加国は、情報共有、戦略の共有、官民連携の仕組みを自発的に共有することとなった。アジアでは今後ARFの重要性の高まりが予想されると指摘された。

フロアより、笹岡会員に対して1)現在、日中の対抗関係がASEANを困惑させているのはいいか、2)中国によるレアアース規制以降、日本では東南アジアへの投資が増えている。しかしASEAN側に規範の付加価値の問題がある旨の質疑が発せられた。小宮山会員に対しては、1)サイバー空間におけるCBMはありうるのか。エシユロンシステムの存在にみられるように主権空間のせめぎあいの空間としてみるべきである、2)情報インフラの所有者はサイバー空間のコントロールが可能なのか。監督責任を当該国家に求めるべきという論点が提起された。これらの質疑を交えて活発な議論がなされ盛況な部会となった。

（文責：宮脇昇）

部会Ⅱ「複合的グローバル・ガバナンス」(10:00-12:00)

報告者：上村雄彦（横浜市立大学）

「グローバル・タックスと地球環境ガバナンス—気候資金ガバナンスを手掛かりに」

報告者：西谷真規子（神戸大学）

「複合的グローバル・ガバナンス—グローバル腐敗防止ガバナンスを一例として」

討論者：蓮生郁代（大阪大学）

討論者：横田匡紀（東京理科大学）

司 会：杉田米行（大阪大学）

部会Ⅲ「グローバル・ガバナンスとしての冷戦とその変容」(13:50-15:50)

報告者：秋田茂（大阪大学）「冷戦・開発主義とシンガポールの工業化」

報告者：鄭敬娥（大分大学）

「冷戦と『開発』—1950~60年代のアジアの開発問題と日本の対応を中心に」

報告者：芝崎祐典（成城大学）「反核運動と冷戦—1950,60年代イギリスを中心として」

討論者：小野沢透（京都大学）

司 会：菅英輝（京都外国語大学）

秋田氏は、現在の東アジアの「経済的再興」を導いたアジア独自の経済発展の先駆的役割を果たしたシンガポールの輸出志向・国家主導型開発政策を取り上げ、その政策が成功した要因として、地域的・歴史的条件（英国の自由貿易体制下の中継ぎ貿易港としての役割、英国の帝国防衛の要としての位置、後背地としての欧米・日本の存在）に加えて、国家主導による外資の積極的導入、人材育成と経済開発のための国家機構の設立、ASEAN との共存的発展、香港との連携・協力、アジアダラー市場の創設に求めたうえで、アジアの国際秩序形成の独自性（冷戦、脱植民地化、経済開発の交錯）を強調する報告を行った。

続いて、鄭会員は、50~60年代のアジアにおける開発の問題を冷戦の文脈に位置づけ、米国の冷戦戦略を補完する形で日本が果たした役割を考察したうえで、一方で、反共経済圏に組み込まれることへの警戒心を抱くアジア諸国のナショナリズムと、他方で汎アジア主義への警戒心を示す米国との間であって、日本は「開発」をアジア外交の有力な手段として位置付けその「橋渡し」役を務めようとしたが、日本のリーダーシップはアジア諸国に受容されなかったとする報告を行った。秋田報告が、この時期の「開発主義」の積極的再評価を行ったのに対して、鄭報告は、「開発主義」が住民のニーズ、民主主義とは相容れない経済至上主義に陥ったとして、「何のための、誰のためのガバナンスか」を問う必要があると締めくくった。

芝崎報告は、トランスナショナルな性格を有した 50 年代以降の反核平和運動の担い手としての市民とそれを抑え込もうとする政府側の対応を考察する中で、第三世界・非同盟諸国の政府は運動に好意的であったが、反共と同盟関係への影響を恐れる西ドイツ政府と、核実験の安定的継続と核抑止体制の確立を目指すフランス政府は、反核運動に厳しく対処したこと、しかしイギリス政府の対応は選択的で、バートランド・ラッセルが主導するラジカルな百人委員会に対しては抑え込み、核軍縮キャンペーン（CND）に対しては容認姿勢、パグウオッシュ会議に対しては、こ

れを利用する方針で臨んだとする報告を行った。そのうえで、芝崎氏は、反核運動が「反冷戦運動」しての性格を有するがゆえに、核抑止を前提とした冷戦の安定化を意図する政府にとっては脅威であり、それゆえ民主的なやり方で安全保障を追求するべきだとする「冷戦の民主化」を促した側面も見られる、との仮説を提示した。

続いて、討論者の小野沢氏は、秋田報告に対して、(1)「開発主義」の経済戦略という場合、輸入代替工業化、輸出志向型工業化の他に、比較優位に基づく開発戦略も考えられるが、なぜシンガポールはそのような選択を行わなかったのか、(2)韓国や台湾との類似性の有無、参照関係の有無について質した。それに対して、秋田氏は、(1)「比較優位に基づく外貨獲得戦略」は、モノカルチャー的な現状の存続を意味したため、魅力に欠けたのではないか、またシンガポールの場合、既に指摘した要因以外に、65年の独立前からのウィン・セミアス経済顧問の果たした役割も大きかった、(2)直接的な参照関係は不明だが、韓国・台湾とシンガポールの政策の類似性は60年代末以降に明らかになってくると思われる、また韓国と台湾の場合、アメリカの冷戦戦略と日本の資金・技術面での役割が大きい、と述べた。

小野沢氏は鄭報告に対して、日本のリーダーシップがアジア諸国に受容されなかった件に関して、(1)日本とアジア諸国との思惑の違い、(2)明確な「開発」経済戦略の有無、アメリカの開発イデオロギーとの間の違いの有無を問うた。これに対して、鄭会員は、(1)アジア諸国の「主権」への拘り、先進国との二国間関係に基づく援助の重視、「反共」色の強い地域枠組みへの警戒の存在を指摘し、さらに(2)日本には独自の開発戦略はなく、アメリカの開発政策に便乗する形をとったが、一方で、共産主義の拡大の原因を「貧困」に求めるアメリカとアジアのナショナリズムは反共よりも反植民地主義・反西欧主義的傾向が強いと見る日本との間のアジア認識の差異もある、と回答した。

小野沢氏は、芝崎報告に関連して、(1)イギリスはなぜパグウォッシュ会議を支持するようになったのか、その有用性は何か、(2)「下からの冷戦の変容」との関連で、反核運動は同盟外交をどのような形で、どの程度規定していたのか、と問いかけた。芝崎氏は、(1)パグウォッシュ会議をイギリスが支援した理由として、対外的側面では、科学者を通じてソ連に対して影響を与えるための非公式外交チャネルの確保、対内的側面では、国内の反核世論を統制する手段という、二つの側面を有していたと指摘したうえで、(2)反核運動は共産主義的傾向を持ったため、政府としては、「民主的に」安全保障政策を進める必要が生じ、その帰結としての「民主的な冷戦」がひいては、同盟外交や冷戦の変容をもたらした、と述べた。

討論者による的確なコメントもあり、全体として、内容の濃い部会報告であった。

(文責：菅英輝)

部会Ⅳ「グローバル・ガバナンスと宇宙」(13:50-15:50)

報告者：福島康仁(防衛省防衛研究所)「宇宙利用をめぐる安全保障とグローバル・ガバナンス」

報告者：奥村由季子(国際法研究者)

「国連宇宙空間平和利用委員会における長期的持続可能性ワーキング・グループの動向」

司会兼討論者：青木節子(慶應義塾大学)

部会4は、宇宙活動開始から半世紀が経過し、再編成の時期に入った宇宙のグローバル・ガバナンスについて、宇宙の安全保障利用、民生利用の側面にそれぞれ焦点を当て、2人の報告者から、御報告いただいた。

福島康仁会員(防衛省防衛研究所)は、「宇宙利用をめぐる安全保障とグローバル・ガバナンス」と題し、主として以下の点について論じた。①宇宙利用をめぐる既存の安全保障秩序が活動に従事する新興国の増加や非国家主体の影響力増大によって動揺している現状、②宇宙ガバナンス強化のために、新たな国際レジームの形成に向け国連、軍縮会議、有志国間等さまざまなフォーラムでの努力がなされているが、レジーム間の関係整理が今後の焦点となり得ること、および、③国家や企業等の宇宙利用に依存する主体同士の協力が進展している現象にもかかわらず、依然として大国間関係も宇宙ガバナンスにおいて重要であること等。奥村由季子会員(国際法研究者)は、「国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)における長期的持続可能性ワーキンググループの動向」と題して、①デブリ低減のための国際協力の要請がCOPUOSにおける宇宙の長期的持続性議題の採択と同議題下でのワーキング・グループの議論を可能ならしめたこと、②作成中の長期持続性ガイドラインの内容、③ガイドラインにおけるデブリ低減規則(ソフトロー)、特に宇宙の安全な利用のために意図的破壊行為を制限・禁止する規則が衛星破壊実験制限・禁止の代用として機能する可能性が高いであろうということ等が、慣習法化理論を用いて報告された。

司会者兼討論者としての筆者(青木)は、自律的アクターの少なさ、汎用利用の性質を強く帯びる宇宙活動という特色が軍備管理を妨げ、そのためデブリの低減という環境問題を突破口として安全保障と安全向上のためのガバナンス作りが企図されているという状況を基盤に据えると両会員の報告が有機的なつながりをもつであろうという指摘を行った。

フロアから寄せられた質問は以下のとおりである。福島会員については、①宇宙利用をめぐる国際制度の整備が遅れている背景と②宇宙技術の海外移転に関する防衛省の方針、奥村会員については、ソフトローの存在を根拠に慣習法化を論じることの是非について。

(文責：青木節子)

部会Ⅴ「アジア太平洋地域における人間の安全保障と環境のガバナンス」(13:50-15:50)

(関西政治社会学会との共催)

報告者：濱崎宏則(長崎大学)

「気候変動による水資源環境への影響と適応策の検討-メコン河流域を中心として」

報告者：王智弘(総合地球環境学研究所)

「アジア環太平洋地域の人間環境安全保障:水・エネルギー・食糧連関」

討論者：佐藤洋一郎(京都産業大学)

討論者：アイスン・ウヤル(同志社大学)

司会：新川達郎(同志社大学)

本部会は、関西政治社会学会との共催として開かれた。報告者は濱崎宏則氏(長崎大学)と王智弘氏(総合地球環境学研究所)であり、討論者として、佐藤洋一郎氏(京都産業大学)、アイスン・ウヤル・榎林氏(同志社大学)、司会者は新川達郎(同志社大学)が務めた。濱崎氏からは「気候変動による水資源環境への影響と適応策の検討-メコン河流域を中心として」、王氏からは「アジア環太平洋地域の人間環境安全保障:水・エネルギー・食糧連関」のテーマで、それぞれ報告があり、討論者の2人を交えて議論を行った。

本部会では、水・エネルギー・食糧の資源連環(Nexus)を中心に検討するべく総合地球環境学研究所に設けられた研究プロジェクト「アジア環太平洋地域の人間環境安全保障-水・エネルギー・食糧連環」の成果を紹介いただき、関西政治社会学会のメンバーが討論に加わることによって、今後の人間と環境のガバナンスの在り方、すなわち近未来における社会デザインの検討を進めた。

総合地球環境学研究所の研究プロジェクトについては、王氏からその目的として「水とエネルギーおよび食糧の連環による複合的な地球環境問題に対し、環境ガバナンス(管理)の構造と政策の最適化をとおして、アジア環太平洋地域の人間環境安全保障を最大化(脆弱性を最小化)し持続可能な社会の在り方を提示する」ことにあるという紹介があった。特に「連環」という概念には、生態系や水循環などの自然環境的側面のみならず、資源利用をめぐるステークホルダーの認識や対立構造も含めていること、その研究成果に基づいて人間環境安全保障の提唱を目指しているとの発言があった。

濱崎氏からは、気候変動に関する政府間パネルで強調された気候変動に対する適応策の重要性に鑑み、メコン河流域を事例として、これまでの対応と今後の展望について報告があった。メコン河流域においても近年、温暖化の影響は大きいと予測される。これに対して各国や国際機関の適応策はそれぞれの国の社会経済開発計画と一体でインフラの整備に主眼があり、外部の資金に依存し、実現時期は不透明である。また、インフラ整備に伴う開発行為が先住民や貧困層などの社会的弱者を排除するケースもあり、適応策の検討・実施に際しては、その環境的・社会的な影響に配慮し、ハード面とソフト面の双方への考慮が求められるとの指摘がなされた。

リージョナルなレベルにおいて、複合的な課題である人間と環境にかかわるガバナンスが、適切に機能するかどうかは21世紀の最大の問題であり、結局は人間環境安全保障のガバナンスの構造と過程そしてその機能条件を明定せざるを得ない。本部会ですべての解答を得るには無理があるが、今後の検討に向けての豊かな手掛かりが得られたのではないかと考えている。

(文責：新川達郎)

共通論題「グローバル・ガバナンスと宗教」(16:00-18:15)

報告者：奥田敦（慶応義塾大学）「イスラームとグローバルガバナンス」

報告者：池田有日子（専修大学）「アメリカ・シオニスト運動におけるパレスチナ秩序構想」

報告者：宮田律（現代イスラム研究センター）「イスラム的ガバナンスと紛争」

討論者：石合力（朝日新聞）

司 会：山本武彦（早稲田大学）

第4回研究大会の共通論題「グローバル・ガバナンスと宗教」では、冷戦終結後、世界秩序の安定を脅かして止まない宗教紛争に焦点を合わせ、21世紀に入っても国際関係の現在と将来に影響を投げかけてきた宗教対立が醸し出す国内ガバナンスや地域ガバナンスやグローバル・ガバナンスにおける危機をどのように捉え、安定したガバナンス・システムを構築するにはどのような方法や道筋が考えられるかについて論議を交わした。

現代の宗教対立が最も先鋭な形で戦わされてきたのが、イスラーム教とユダヤ教との対立であったことに鑑み、共通論題ではこれら二つの宗教間対立に論点を絞り込み、3名の専門家から報告を頂いた。最初に奥田敦氏（慶応義塾大学）から「イスラームとグローバル・ガバナンス」という題で報告を頂いた後に、池田有日子氏（専修大学）から「アメリカ・シオニスト運動におけるパレスチナ秩序構想」というテーマの報告をいただき、最後に宮田律氏（現代イスラム研究センター）から「イスラム的ガバナンスと紛争」と題する報告が行われた。

奥田氏はイスラームの経典を引き合いに出しながら、イスラーム教に内在する普遍主義的で人類に共通する道徳律を示しながら、ジハードの思想に含まれる侵略戦争に対抗する自衛戦争に限定する小ジハードの思想とイスラームの教えを周りの人々に伝える努力、暴君に対する正義の言葉や自分自身の欲望との戦いを意味する大ジハードの二つの思想が混在することを説明する。そのうえで、一神教のおしえは排他的でも独善的でもないと強調し、正義の基礎をグローバル社会のガバナンスの根底に据えるためにもイスラームをの叡智から多くの教訓を引き出す必要性が主張された。

池田氏はシオニスト運動の歴史的淵源を辿りながら、同時にアメリカ国内のシオニスト運動の史的展開と反ユダヤ主義との関連性に触れながら、すべての住民に市民的政治的平等を認めた「ピッツバーグ綱領」に至るアメリカ国内のシオニズム運動の政治力学を描き出した。そして両大戦間期におけるパレスチナの区画化への動きとアメリカ・シオニスト運動の反応の展開を追いながら、戦後におけるアメリカ・シオニスト運動が及ぼしたパレスチナ問題に対するアメリカ政府の政策への影響が分析された。

宮田氏は、イスラームの原理に基づく政治社会の改革やイスラーム法を法的基盤とするイスラーム主義の運動が、イスラエルによるパレスチナ占領などのイスラームにとって不合理な諸問題を背景に高まってきたことを強調する。さらにイスラーム主義を根幹にしたイラン革命の社会的混乱や2012年のエジプトにおける「ムスリム同胞団」出身のモルシー政権誕生後の混乱の拡大やカダフィ政権崩壊後のリビアにおけるイスラーム神秘主義の台頭とこれに対するサラフィストの攻撃にみられる騒擾をイスラーム的ガバナンスのあり様という観点から分析する。

これら3人の報告に対してカイロ支局長の経験に基づいて、石合力氏（朝日新聞社）がイスラーム教対ユダヤ教の対抗図式から討論を行い、中東地域における宗教ガバナンスの織り成す複雑な交錯現象を正しく捉えることが如何に困難な作業であるかが強調された。その後、会場からの質問に対して各報告者が答え、盛況のうちに終了した。

（文責：山本武彦）

第五回研究大会（専修大学・神田キャンパス）

2014年10月4日

〈共通テーマ：グローバル・ガバナンスと公益〉

基調講演「公益資本主義の実規にむけて」（10：05-11：30）

（日本公益学会との共催）

原丈人（はら・じょうじ）

（アライアンス、フォーラム財団代表理事・デフタ・パートナーズグループ会長）

国連経済社会理事会政府間機関、内閣府政府参与等を歴任され、また企業経営者でもある原丈人氏に基調講演をお願いした。百年に一度しか起きないといわれた 2008 年の金融危機（リーマン・ショック）と同じような危機が、近年、頻繁に起きるのはなぜか。その原因は、株主資本主義と市場万能主義が合体して行き着いた金融資本主義。これこそ、世界経済をいま混乱に陥れている金融危機の元凶であると指摘する。では、どうしたらこの不安定な経済社会を根本的に修正できるのか。そこで原氏は、新しい仕組みとして「公益資本主義」という考え方を提言する。

原氏は、『増補・21世紀の国富論』（平凡社、2013年）、『新しい資本主義』（PHP新書、2009年）、『だれかを犠牲にする経済は、もういらぬ』（原丈人・金児昭（共著、ウエッジ、2010年）などの著者として財界でもよく知られ、TVをはじめ多くのメディアでも取り上げられている。その骨子を紹介しておこう。原氏によれば、公益とは、私たちおよび私たちの子孫の「経済的および精神的な豊かさ」をいう。複雑で、なおかつ常に進化している社会において、公益を満たす経営を詳細に法律や規制で定義するのは、もとより不可能であろうし、国や地域によって人間的な豊かさの定義も異なる。しかし、公益の実現は、中長期を目指す企業活動が前提となり、このために必要不可欠な企業経営の要件は、3つある。

第1は、「富の分配の公平性」（社内分配）を実現すること。第2に、「企業の継続性」（中長期視点）の確保である。第3は「改良改善性」（向上心）の追及にある、とする。企業には、株主以外にも、従業員や仕入れ先、顧客、地域社会など多数のステークホルダーがかかわっている。ある大株主だけでなく、すべての利害関係者に配慮した企業経営を行なうためには、企業統治の6ルール、つまり税制、会社法、金融制度、証券市場、会計基準、法令遵守ルールの改革が急務である、と指摘する。

公益資本主義が、日本を変え、その次は、公益資本主義で日本が世界を変える、と強い確信を示された。現在、医療研究支援やアフリカの食糧支援を行い、またバングラディッシュではマイクロクレジットによる開発支援の教育を行う学校を設立するなどの活動例を示し、企業人としてグローバルガバナンスに貢献する在り方、地球規模の問題に果敢に挑戦する熱い思いが伝わってきた。講演の後、フロアからも、多くの質問や意見が表明され、活発な議論が行われ、グローバルガバナンス学会・日本公益学会の共催にふさわしい基調講演であった。

（文責：福田耕治）

部会 I 「国際機構が中小国を誕生／再建させる方法」(13 : 40-15 : 20)

報告者：玉井雅隆（立命館大学）

論 題：「マイノリティが主張する時—国家建設と OSCE の役割」

報告者：小山雅徳（同志社大学）

論 題：「欧州国際システムとコソヴォの国家建設」

討論者：杉浦功一（和洋女子大学）

司 会：宮脇昇（立命館大学）

本部会は、国際機構と主権国家の関係のパターンのうち、国際機構が主権国家の誕生に際して支援を行い、あるいは国家の再建を援助する事例をとりあげ、グローバル・ガバナンスにおける両アクターの関係性を探ることを目的に企画された。

玉井雅隆会員（立命館大学）は、「マイノリティが主張する時」と題して報告を行った。国民国家が所与の前提である国際社会において、冷戦が終結後、特に東側諸国においてはマイノリティに起因する問題が多発したが、その問題が武力紛争に発展することは、旧ソ連及び旧ユーゴ諸国を除きなかったことを重視する。その要因としてしばしば言及されるのが EU・NATO への加盟に対する中東欧諸国の「期待」であり、OSCE 少数民族高等弁務官（High Commissioner on National Minorities、以下 HCNM）による紛争予防への努力であった。中東欧諸国や旧ソ連諸国においてマイノリティは、しばしば自らの要求を「主張」し、中央政府と対立することがある。中東欧におけるマイノリティは、血縁上の母国や同胞を有する「ナショナル・マイノリティ」であることが多く、マイノリティの主張は、当該国家間の緊張関係を高めることにもつながっていく。本報告では、マイノリティが自らの権利を「主張」するか否かの事例において OSCE がどのように対処したのかという点に対し、HCNM の役割を含めて検討がなされた。母国を別に有する「主張する」マイノリティが存在する状況下では、マイノリティ保護に一定の方向性が見いだされている。しかしロマなどの「主張しない」マイノリティに関しては、各国レベルのみならず、EU や OSCE においても実効性のある保護枠組み策定が行われていない点が強調された。

続いて小山雅徳会員（同志社大学）による「欧州国際システムとコソヴォの国家建設」と題する報告は、武力紛争後のコソヴォにおける国家建設の展開を、欧州における安全保障体制の変動との関係に焦点を当てながら検討したものである。まず、冷戦後の欧州において NATO、EU、OSCE といった地域的な安全保障機構が如何なる変容を遂げてきたか、またそれに対して旧ユーゴスラヴィア地域で生じた一連の武力紛争がどう影響してきたかを概観した。次に、NATO の武力介入後に国際統治体制が導入された 1999 年以降のコソヴォにおける国家建設の展開について、欧州安全保障機関の関与の在り方、EU・NATO の拡大プロセスとの関係に着目しながら検討した。最後にコソヴォの事例が示す国家建設の課題として、関与する国際社会側のアカウントビリティの確保、対象が公的制度や治安部門に偏重しているといった点が示された。

2 つの報告に対して討論者の杉浦功一会員（和洋女子大学）及び参加者より、「国家建設」という概念が示す内容の整理、国家建設に関与する各アクター間で異なる目標が設定されている可能性、欧州安全保障体制の変動が具体的にどのような形態の国家建設を可能となったの等の論点についてのコメントがなされ、実り多い議論を得ることができた。

（文責：宮脇昇）

部会Ⅱ Global Governance and Global Accountability (13 : 40-15 : 20)

Speaker: Ikuyo Hasuo (Osaka University)

Theme: “The UN Security Council Reform and Transformation of Accountability”

Speaker: Takehiko Uemura (Yokohama City University)

Theme: “Global Accountability of Global Finance: From Regulation to Global Tax and Governance”

Speaker: Mariko Shoji (Keiai University)

Theme: “Global Accountability and the UN Norm: the UN Global Compact as the Global Norm”

Moderator & Discussant: Hajime Okusako (Waseda University)

部会Ⅱでは、蓮生郁代会員(大阪大学)、上村雄彦会員(横浜市立大学)および庄司真理子会員(敬愛大学)による報告の後、討論者の奥迫元会員(早稲田大学)のコメントを軸に討論を行い、最後に会場の出席者と報告者による質疑応答がなされた。

蓮生報告ではグラントとコヘーンのアカウンタビリティ概念を踏まえ、国連安全保障理事会(以下、安保理)の組織改革のプロセスが4つのモーメント(1. 国連憲章改正 (1955~1965)、2. ラザリ案 (1993~1997)、3. アリア・フォーミュラ (2001)、4. 2005年の世界首脳会合 (2003~2005))に分けられ、各期における主なアクターと争点に注目して、安保理でのアカウンタビリティ概念の歴史的変容をめぐる分析が提示された。さらにそのインプリケーションとして、多様な(とりわけ市民社会)アクターが安保理の統制や改革に与える影響、ひいてはグローバル・ポリティクスにおける権力濫用の阻止に向けて担いうる役割やその意義と可能性をめぐる考察が展開された。

上村報告は、グローバル金融の歪みを正すための処方箋としてグローバル・タックスに注目し、グローバル金融ガバナンスのアカウンタビリティ向上におけるその有効性を考察した。とくに、欧州委員会にて 2014 年中の導入が提案された欧州金融取引税が画期的事例として挙げられ、この試みをグローバルに拡張させるための諸課題が指摘された。このうちグローバル・タックス・ガバナンスの受け皿機関として、既存の国際医薬品購入ファシリティ(UNITAID)とグリーン気候基金(GCF)に加え、「グローバル租税機関(以下、GTO)」の新設の意義が検討された。さらに上村会員は、マルチステークホルダーの参加を担保する「グローバル議会」の設置を含めた GTO の制度設計を今後の研究課題として提示した。

庄司報告は、伝統的国際法と異なる新たな国連規範の代表例として国連グローバル・コンパクト(以下、GC)に着目し、グローバル・アカウンタビリティの発展に対するその貢献を、1. 規範論、2. 主体論、3. 責任論の観点から分析・考察した。1に関しては、規範の成立・執行・司法的判定の全プロセスの民主化に果たしうる役割、2 をめぐっては、マルチステークホルダー・イニシアティブに基づく公私提携型ネットワークとしての可能性、さらに3については、多様なアクターによるローカルからグローバルに至る多層的なアカウンタビリティ・メカニズムの構築に際してGCがもつ意義が確認された。

報告に続いて討論者の奥迫元会員より、3 報告全てがマルチセクター型のグローバル公共政策パートナーシップないしネットワークの今日的意義を示唆するものであることが指摘され、その制度設計をめぐる各自のアイデアや構想を軸に討論が展開された。その後、会場の参加者1名より質問と意見が出され、報告者との間に活発な議論が交わされた。(文責：奥迫元)

部会Ⅲ 自由論題部会（13：40-15：20）（日本公益学会との共催）

報告者：山内利夫（プライスウォーターハウスクーパース株式会社）

「エネルギー・ガバナンスと紛争解決－1990年代以降の英国とポーランドを題材に」

報告者：今村由衣子（早稲田大学）「政策実施研究：待機児童解消政策の事例について」

討論者：渡辺茂己（常盤大学）

富川尚（敬和学園大学）

司 会：菅英輝（京都外国語大学）

山内会員は、50年代～80年代、80年代～90年代、90年代～2000年代前半、00年代前半～現在まで4つに時期区分したうえで、欧州（EU）のエネルギー市場とエネルギー安全保障政策の変遷を概観したのち、とくにポーランドと英国のエネルギー安全保障意識と政策の現状に関して詳細な考察を行った。そのうえで、EUは統一したエネルギー政策を目指しているが、他方で各加盟国の事情にも配慮しなければならず、欧州エネルギー市場におけるガバナンス、紛争予防体制の構築はまだ途上にあり、両者のバランスをどうとるかが今後の課題である、と述べた。

続いて今村会員は、政策実施理論を基礎に、待機児童解消政策の実施過程について、戦略、主要アクター、障害などを調査し、「トップダウン・アプローチ」と「ボトムアップ・アプローチ」の双方の視点から分析を行った。そのうえで、実施の形態としては、トップダウン方式のみよりも両者の連携方式が望ましく、国が新自由主義的施策を実施している中、実施主体の地方は、質と量のバランスに慎重な配慮が求められ、アクターが多様化する中で、国・地方双方のレベルにおいて、現場の職員の役割がより重要になってきていること、さらには財源不足・実施過程の複雑化を踏まえると、ボトム工夫とトップの支援の強化および市民を含めたアクター間の連携が必要になってきている、と論じた。

次に討論者の渡辺氏から、(1) インフラ接続の過程がEU統合の推進に与えたインパクトについて質問したのに対して、山内会員は、基本的にはビジネスとして行われるが、規制面ではたず政府の役割も大きいことから、接続のネットワークの拡大はEU統合の促進要因になったとも考えられると回答した。また、(2) 東欧諸国のEU加盟はエネルギー安保上のリスクを抱えることになった、との山内報告に対して、エネルギー・アクセスの多様化につながった面もあるのではないか、との質したのに対して、報告者は、この点に同意する旨述べた。

続いて、今村報告に関して、渡辺氏は、(1) 待機児童問題が解消しない根本的理由は何か、(2) 地方分権化は問題解決に有効か、(3) 待機児童の削減と質の確保のどちらが優先されるのか、と問うたのに対して、今村会員は、(1) 潜在的待機児童の存在、(2) 自治体によって発生事情が異なる、(3) 自治体は質の低下には慎重である旨回答した。

最後に富川氏は今村報告に対して、(1) 将来的に過剰施設の危険はないか、(2) 政策決定と実施過程の関連に関して、待機児童問題を解決した「横浜方式」に鑑み、横浜市長の指導力（トップダウン方式）が重要だったのではないかとコメントした。これに対して、今村は、どちらか一方ではなく、双方の効率的な連携が大事だと回答した。

山内、今村両会員はそれぞれ、EUと一国レベルを分析の対象として取り上げたが、渡辺氏が討論の中でいみじくも指摘したように、両報告は、EUと各国、地方と中央の関係を分析したという点で共通性があり、また持続可能な社会を目指す政策を探究するという点でも共通の問題関心を有するものであった。

（文責：菅英輝）

シンポジウム 「グローバル・ガバナンスと公益」(16:00-17:45) (日本公益学会との共催)

報告者：功刀達朗 (国連大学サステナビリティ高等研究所)

「ガバナンスのパートナーシップに果たす行動規範の効用」

報告者：福田耕治 (早稲田大学)

「成長・雇用・社会保障のグローバル・ガバナンス—格差問題から連帯と社会的包摂へ」

報告者：大森佐和 (国際基督教大学)

「国際金融レジームのガバナンスと IMF」

討論者：首藤もと子 (筑波大学)

司 会：山本武彦 (早稲田大学)

本大会における最終プログラムとなったシンポジウムは、日本公益学会との共催に相応しいテーマで実施され、3名の報告者による研究報告が行われた。最初の報告者・功刀達朗氏(国連大学サステナビリティ高等研究所)からは「ガバナンスのパートナーシップに果たす行動規範の効用」と題する報告が行われ、国家や国際機関、NGOや企業などの行為主体を **multi-stakeholder** とみため、これらの主体間の協力とパートナーシップが進むにつれ、各種のガイドラインや行動規範が生育していくことが強調された。次の報告者である福田耕治氏(早稲田大学)からは、「成長・雇用・社会保障のグローバル・ガバナンス—格差問題から連帯と社会的包摂へ」と題する報告が行われた。この報告では、近年内外で問題関心が高まってきた新自由主義のグローバル化に伴う格差の拡大、貧困と社会的排除の現状が分析され、これらの問題に対する処方箋を描き出そうとする。報告では、新自由主義のグローバル化がもたらした多くの矛盾や歪みが、特に EU 域内の現状を下敷きにしながら、多面的に描き出される。ジニ係数の国際比較や相対的貧困率の国際比較などの客観的データに基づき、欧州債務危機などの現象に含まれる諸矛盾が別決されるとともに、成長・雇用・社会保障による社会の安定化をもたらすグローバル・ガバナンスの方向性が示唆された。第3の報告者である大森佐和氏(国際基督教大学)は、国際金融レジームのガバナンスと IMF」と題する報告を行い、IMF が世界金融危機以後の国際金融ガバナンスの変容に伴って IMF の役割が変わるなかで、IMF は変革したのか、またその課題は何かという点について検討が加えられた。報告ではワシントン＝コンセンサスに基づいて新自由主義的金融政策を推進してきた IMF が、大きく変革を遂げてきた過程と主たる理由の分析がなされた。同時に、先進国の国益を反映する国際機関としての特徴に変わりではなく、国際公益である世界の金融システムの安定性を確保するという本来の役割には、限界があることが強調された。

これら三つの報告に対して首藤もと子氏(筑波大学)が討論者としての的確なコメントと質問を行い、それぞれの報告者からの回答があった後に会場から幾つかのコメントと質問が行われた。要約すると、功刀報告に対しては①国際立法のプロトタイプ化の傾向をどのように捉えるべきか、②国際社会で「保護する責任」の意義が高まる中で、パートナーシップの意義が国連のなかでどのように認識されているか、という観点からの質問が寄せられた。福田報告に対しては、①世界の分極化が今後の EU 統合にどのように影響し、また格差の拡大に対応すべき社会的包摂の形態として EU が「社会保障共同体」創設の方向に向かうのか。という質問がなされた。大森報告に対しては、リーマン・ショック以前の IMF の国際金融に対する関与とリーマン・ショック後の関与との間で、IMF が守ろうとする国際金融ガバナンスについての理念上の対立がどの程度存在したのか、という質問がなされた。公益概念を国際公益という観点から論じる立場とグローバル・ガバナンスという観点から捉えようとする立場がクロスし合うという観点からみて、このシンポジウムで交わされた論点は今後のグローバル・ガバナンスの方向性を探るうえで、多くの示唆を与えてくれた。

(文責：山本武彦)

理事会議事録

第 11 回理事会 議事録

日時：2014 年 7 月 26 日（土）18 時～19 時 10 分

会場：早稲田大学 9 号館会議室

出席者：理事 9 名、監事 1 名

委任欠席者：理事 4 名

欠席者：理事 1 名、監事 1 名

議題

1) 新入会員承認及び退会承認の件

事務局より 2 名の入会希望者及び 1 名の退会希望者が紹介され、全会一致にて承認された。

2) 第 5 回大会の件

企画担当理事より、以下の事項に関し報告があり、審議の上了承された。

- ・第 5 回大会に関しては、会員の利便を図るため総会を公益学会と時間を合わせるとよいとする提案があり、了承された。
- ・これを受けて、会長より、11 時半に基調講演を終え、昼食をはさんで 13:10 から総会、13:40 から部会開始がなされる旨の確認がなされた。
- ・部会に関し、自由論題を含めて午後 3 部会を開催する旨の提案が企画担当理事よりなされ、審議の上了承された。理事より、日本公益学会の午前の基調講演に関し、グローバル・ガバナンス学会会員の聴講も許諾される旨の発言があった。また、会長より、この基調講演を聴講可能である旨、プログラムに記載すべきであるという確認がなされた。

3) 各委員会からの報告

- ・学会誌発行に関して、会長及び編集担当理事より以下の通り報告があり、審議の上承認された。会長より、志学社との交渉について報告がなされた。これを受け、理事より 2～3 社と競合させる旨の提案があった。また編集担当理事より、ウェブ掲載に関する提議がなされた。理事より、他学会の状況の紹介や学協会における対応に関する発言があった。これらの議論を受け、会長より安価に仕上げることを目標に、情報を可及的速やかに収集し、10 月の理事会より前に発行のめどをつけることを目標とする旨の提案がなされ、確認された。
- ・ニューズレターに関して、第 3 号が刊行されていないため、ニューズレター担当理事は作業を急ぐよう、会長から発言があった。

4) 平成 25 年度会計決算の件

- ・会計担当理事より、以下の事項に関し報告・提案がなされ、審議の上了承された。
- ・会計担当理事より、平成 25 年度会計決算の書類の提示があり、これより監査プロセスを開始する旨の発言があった。会長より監事に対し、監査プロセスの開始を依頼する旨の発言がなされた。

5) 次期理事改選について

- ・理事より、新理事案の提示がなされた。
- ・会長より、学会理事の構成に関しては、会則第 9 条以下に基づき、現理事会からの業務の継続性を担保するためにも、最低 7 名の理事は継続するという規定がある旨の確認がなされた。新理事案は最終案というより、議論のたたき台であり微修正もありうる旨の発言がなされた。

- ・会長より、新理事についてはジェンダーバランス、地域バランスなどを考え、特に女性理事を増やす必要性について発言がなされた。
 - ・会長より、新理事会が発足した後に新理事の役割分担を決定する旨の発言がなされた。
- ◆ 次回（第 12 回）理事会の日程は、2014 年 10 月 3 日（金）18:00 より開催し、場所については追って連絡がなされることが確認された。

第 12 回 理事会議事録

日時：2014 年 10 月 3 日（金）18 時～19 時 30 分

会場：早稲田大学 14 号館 826 号室

出席者：理事 8 名

委任欠席者：理事 3 名

欠席者：理事 2 名、監事 2 名

議題

1) 新入会員及び退会承認の件

事務局長より新入会員 2 名の入会希望が紹介され、審議の結果承認された。

2) 理事定数に関する件

会長より、規約第 7 条第 1 項と理事選出規定第 4 条に関し、その整合性を確保するために、規約第 7 条第 1 項の定数を、13 名から 15 名とする旨の改定を行いたい旨の発議があり、審議の上承認された。

3) 平成 25 年度会計決算報告、および平成 27 年度予算案の件

事務局長が担当理事より委任を受け、平成 25 年度会計決算案及び、平成 27 年度予算案の提案を行った。また、監査報告に関しても回覧を行い、どちらも審議の上承認された。編集担当理事より学会誌発行費に関して「平成 28 年 3 月までに」修正したいとする提案があり、了承された。

4) 第 5 回研究大会及び総会議題の件

会長より、ニューズレター第 3 号が発行されたことについて報告があり、第 4 号・第 5 号に関しても可及的速やかに発行する必要性に関し、指摘があった。

企画担当理事より、研究大会英文プログラムに関して、部会担当者の投稿が遅れている旨の指摘があった。

5) 次期理事会について

会長より、次期理事候補者に関しては、10 月 4 日に懇談会が開催される旨の報告があった。

6) 各委員からの報告

編集担当理事より、学会誌編集のスケジュールに関し以下のとおり説明があった。

- ・現状では 3 本の投稿論文があり、現在査読依頼中である。
- ・11 月中にはウェブ上で、12 月中には冊子として出版したい。
- ・書評論文の執筆を依頼したい。

第13回 理事会議事録

日時：2014年12月13日（土）18時～20時

会場：同志社大学良心館436号教室

出席者：理事11名、監事1名

委任欠席者：理事4名

欠席者：監事1名

議題

1) 新入会員承認の件

事務局より新入会員9名の入会希望が紹介され、審議の結果承認された。

2) 第6回研究大会の件

・研究大会構成に関して

研究大会は午前中に部会Ⅰ及び自由論題を開催し、午後に部会Ⅱ・Ⅲ及び共通論題を開催する。共通論題は「グローバル・ガバナンス論の再構築」とし、部会については、Ⅰ「経済制裁とグローバル・ガバナンス」、Ⅱ「規範研究の分析射程—課題と展望—」、Ⅲ「『保護する責任』をめぐる国際社会の論理と現地の論理—紛争対応のグローバル・ガバナンスの模索—」、自由論題部会の4つとする。他学会との共催セッションについては要検討とする。

・秋の大会は2月までの2か月で報告の公募を締め切り、4月までの2か月で策定することとした。

3) 第7回研究大会の件

会長より、第7回研究大会は公益学会と共催の上、筑波大学東京キャンパスで9月26日に開催したい旨の提案があり、審議の上承認された。ただし同大学内のキャンパス・教室の確定は同年4月まで待つ必要がある旨の説明があった。あわせて第8回大会については早稲田大学で開催することが提案された。

4) 各委員からの報告

・編集委員会

前任理事より、電子版と冊子版を同時に出すべく最終段階にあることが説明された。送料込の定価を2,000円、発行部数を120～130部とする。

・国際交流

海外の学会とのタイアップ企画の情報収集に関して、提案がなされた。

・ニューズレター

第4号の発行が間近であり、第5号以降は学会ホームページにおいて公開を予定する旨の確認がなされた。

・渉外

英文による学会誌刊行について議論がなされ、現時点では時期尚早であるとする点で合意された。

・ホームページ

ホームページのトップページの整理・更新について報告があった。

・学会制度整備担当

若手向けのセッション、ポスターセッション賞の創設、他学会との共同セッションの検討に関して議論がなされた。

5) その他

- ・2015年3月末に事務局移転がなされることについて予告がなされた。
- ・監事より、外国人の会員や外国在住の日本の会費納入状況に関する質疑がなされ、事務局より入金方法の説明がなされた。
- ・学会ホームページに関して、会員主催の企画の広報をホームページ上で実施することとなった。
- ・次回理事会の日程

2015年4月18日(土)、17:30より南山大学にて次回理事会を開催することとした。

事務局移転のお知らせ

このたび事務局の所在する大学・学部の移転の都合により、学会の事務局を下記に移転いたします。会員のみなさまがたにはご不便をおかけいたしますが、なにとぞ宜しく御願い申し上げます。

●郵送先

〒567-8570

大阪府茨木市岩倉町2-150

立命館大学地域情報研究所 グローバル・ガバナンス学会事務局

●電話/fax

072-665-2324

●e-mail

governor@ml.globalgovernance.jp

(上記メールアドレスは今後変更の予定です)

[編集後記]

第四号ニューズレターをお届けします。発行が遅くなり、申し訳ありません。巻頭言の菅会員と、第四回大会・第五回大会報告を執筆してくださった会員の皆様のご協力に深く感謝します。ニューズレターには各種報告にとどまらず、会員からの投稿や各種情報を掲載したいと考えております。ご提案など、governor@ml.globalgovernance.jp までぜひお気軽にご連絡下さい。また、学会ウェブページ <http://globalgovernance.jp/> もご活用下さい。(玉井雅隆)
